

岩手県告示第635号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。

ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第109条の共済責任期間の開始日が平成22年7月12日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成22年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	漁業の区分	加入区 の名称	区 域	漁業の区分
[略]			[略]		
綾里加 入区	[略]	1 [略] 2 1以外の総トン数10トン未満の 漁船漁業 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 3から5まで以外の総トン数10 トン以上20トン未満の漁船漁業 7 [略]	綾里加 入区	[略]	1 [略] 2 <u>総トン数10トン未満の漁船によ り主として船びき網を使用してい さだをとることを目的とする漁業</u> 3 1及び2以外の総トン数10トン 未満の漁船漁業 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 4から6まで以外の総トン数10 トン以上20トン未満の漁船漁業 8 [略]
[略]			[略]		
大船渡 加入区	[略]	1・2 [略] 3 小型いか釣り漁業と船びき網漁 業（10トン以上20トン未満）を合 わせ営む漁業及び <u>小型さんま棒受網 漁業</u> 4 [略]	大船渡 加入区	[略]	1・2 [略] 3 小型いか釣り漁業と船びき網漁 業（10トン以上20トン未満）を合 わせ営む漁業 4 <u>小型さんま棒受網漁業</u> 5 [略]
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。